

取扱金融機関一覧



- ・区へのあっせん申し込み前に、取扱金融機関にご相談ください。
- ・「小特取扱」に○印がある金融機関は、小規模企業特別事業資金を取り扱っています。
- ・一部の金融機関については、相談窓口及びあっせん書類の持ち込み先が支店と異なる場合があります。詳しくは各支店にご確認ください。

金融機関(支店)		所在地	電話	小特 取扱	金融機関(支店)		所在地	電話	小特 取扱	
みずほ銀行	蒲田	大田区蒲田5-17-2	03-3734-6131	○	さわやか信用金庫	北馬込	大田区北馬込2-47-1	03-3778-2291	○	
	羽田	大田区萩中1-7-10	03-3742-1111	○		大井	品川区南大井4-2-5 (立会川支店内)	03-6423-0815	○	
	大岡山	大田区北千束3-28-12	03-3729-2115	○		大森	大田区山王3-14-18	03-3771-3161	○	
	大森	大田区山王2-5-13	03-3774-5111	○		荏原町	品川区中延6-6-4	03-3784-1311	○	
	馬込	大田区山王2-5-13 (大森支店内)	03-3773-0371	○		梅屋敷	大田区蒲田2-5-1	03-3734-6171	○	
	上池上	大田区久が原3-35-11 (久が原支店内)	03-3751-0271	○		雑色	大田区仲六郷2-31-8	03-3732-5751	○	
	久が原	大田区久が原3-35-11	03-3751-2151	○		新蒲田	大田区西六郷1-20-5	03-3733-8711	○	
三菱UFJ銀行	蒲田	大田区蒲田5-12-6	03-3732-2231 (蒲田支店)	○	芝信用金庫	雪が谷	大田区雪谷大塚町8-3	03-3720-5111	○	
	大森	大田区大森北1-2-3		○		長原	大田区上池台1-15-6	03-3726-6151	○	
	蒲田駅前	大田区蒲田5-12-6 (蒲田支店内)		○		千鳥町	大田区千鳥1-20-3	03-3750-4111	○	
	羽田	大田区蒲田5-12-6 (蒲田支店内)		○		大森駅前	品川区南大井6-24-9	03-3762-8111	○	
	池上	大田区蒲田5-12-6 (蒲田支店内)		○		田園調布	大田区田園調布本町46-19	03-3721-7201	○	
	長原	大田区上池台1-9-1		○		蒲田	大田区南蒲田1-1-18	03-3732-0111	○	
三井住友銀行	蒲田	大田区蒲田5-41-8	03-3732-0101	○		仲池上	大田区仲池上2-18-1	03-3755-6611	○	
	蒲田西	大田区蒲田5-41-8 (蒲田支店内)	03-3732-3811	○		矢口	大田区矢口2-18-3	03-3758-6111	○	
	雪ヶ谷	大田区雪谷大塚町9-15	03-3729-3111	○		御岳山	大田区北嶺町37-13	03-3726-5611	○	
	六郷	大田区蒲田5-41-8 (蒲田支店内)	03-3738-1176	○		蓮沼	大田区東矢口3-9-1	03-3730-7111	○	
	下丸子	大田区下丸子3-2-15	03-3750-5151	○	鵜の木	大田区鵜の木2-2-8	03-3758-8800	○		
	旗ノ台	品川区旗の台1-4-15	03-3785-3011	○	城南信用金庫	蒲田	大田区蒲田5-26-13	03-3733-8181	○	
	大森	大田区山王2-3-4	03-3771-2830	○		大森	大田区大森中1-7-1	03-3762-3511	○	
	田園調布	大田区田園調布2-51-11	03-3721-6175	○		入新井	大田区大森北1-26-3	03-3763-2311	○	
りそな銀行	大森	大田区大森北1-30-3	03-3763-3311	○		馬込	大田区南馬込5-2-9	03-3771-0101	○	
蒲田	大田区西蒲田5-27-10	03-3731-0101	○	池上		大田区池上6-4-1	03-3751-5121	○		
きらぼし銀行	蒲田	大田区蒲田5-29-6	○	六郷		大田区東六郷3-2-10	03-3738-5121	○		
	大森	大田区中央1-7-1	03-6416-9512 (渋谷支社)	○		矢口	大田区矢口1-8-8	03-3750-4161	○	
	西六郷	大田区蒲田5-29-6 (蒲田支店内)	○	羽田		大田区萩中3-8-5	03-3741-7791	○		
横浜銀行	蒲田	大田区蒲田5-38-3	03-3738-1136	目黒信用金庫		大岡山	大田区北千束3-31-7	03-3727-3135	○	
阿波銀行	蒲田	品川区南大井6-26-1	03-3298-7080			雪ヶ谷	大田区雪谷大塚町7-9	03-3720-4131	○	
東日本銀行	蒲田	大田区蒲田5-15-8月村ビル3階	03-3730-8021		○	蓮沼	大田区西蒲田6-32-11	03-3732-3211	○	
	蒲田	大田区南蒲田1-1-25	○		蒲田本町	大田区蒲田本町2-19-1	03-3736-1571	○		
	矢口	大田区南蒲田1-1-25 (蒲田支店内)	03-3733-2281		○	大田文化の森	大田区中央2-12-3	03-3777-4911	○	
梅屋敷	大田区南蒲田1-1-25 (蒲田支店内)	○	久が原		大田区久が原3-35-1	03-5700-2531	○			
静岡中央銀行	川崎	川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビルディング10階	044-244-7321		○	鵜の木	大田区鵜の木2-2-12	03-3759-5681	○	
徳島大正銀行	蒲田	大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア9階	03-5480-0535		○	洗足	目黒区洗足2-26-5	03-3783-5651	○	
湘南信用金庫	本門寺前	大田区池上6-3-8	03-3751-5171		○	城北信用金庫	大岡山	大田区北千束1-61-2	03-5734-1755	○
川崎信用金庫	久が原	大田区東嶺町28-10	03-3754-1541		○	商工組合中央金庫	大森	品川区南大井6-26-3	03-3763-1251	
興産信用金庫	糀谷	大田区西糀谷4-21-22	03-3742-3351	○	全東栄信用組合	大森	大田区中央3-5-2	03-3773-0311	○	
さわやか信用金庫	大田市場営業部	大田区東海3-2-1	03-5492-3411	○	中ノ郷信用組合	大森	大田区山王2-19-1	03-3774-0801	○	
	大森	大田区大森東4-3-10	03-3761-9191	○		本店営業部	大田区大森西1-7-2	03-3762-7771	○	
	大森中央	大田区中央6-29-4	03-3754-1331	○		矢口	大田区多摩川1-9-11	03-3759-6206	○	
	荏原	大田区北馬込2-47-1 (北馬込支店内)	03-3778-2293	○		糀谷	大田区西糀谷3-7-1	03-3741-4191	○	
	下丸子	大田区下丸子3-8-13	03-3756-5571	○		洗足池	大田区東雪谷1-1-4	03-3720-2131	○	
	雪ヶ谷	大田区東雪谷3-31-4	03-3748-6660	○		大岡山	大田区北千束3-28-16	03-3726-0151	○	
	美原	大田区大森東1-9-14	03-3761-9161	○		六郷	大田区東六郷2-8-22	03-3736-2201	○	
	羽田	大田区萩中2-2-1	03-3742-0411	○		蒲田	大田区東蒲田1-2-7	03-3733-4514	○	
	蒲田	大田区多摩川1-26-17	03-3758-1261	○		武蔵新田	大田区矢口1-16-16	03-3756-2811	○	
	穴守	大田区羽田4-20-10	03-3744-4511	○		西蒲田	大田区西蒲田2-11-8	03-3754-4611	○	
	大森南	大田区大森南3-17-12	03-3745-3711	○		雑色	大田区仲六郷1-29-5	03-3732-5611	○	
	糀谷	大田区西糀谷1-15-17	03-3745-2371	○	大森	大田区大森東4-19-6	03-3763-0271	○		
	大森西	大田区大森西5-9-3	03-3768-3601	○	平和島	大田区大森北6-28-1	03-3765-8211	○		
	京浜島	大田区京浜島2-9-1	03-3790-2611	○	前の浦	大田区大森南3-29-13	03-3741-7011	○		
	東糀谷	大田区東糀谷4-1-1	03-3741-7111	○	大東京信用組合	蒲田	大田区蒲田4-22-17	03-3732-3221	○	
	六郷	大田区南六郷2-7-23	03-3730-4871	○		荏原町駅前	品川区中延5-1-1	03-3786-8161	○	
						西蒲田	大田区東矢口3-20-5	03-3738-1106	○	
第一勧業信用組合					羽田	大田区南蒲田3-3-17	03-3743-5351	○		
					大森駅前	品川区南大井6-27-25	03-3766-5321	○		

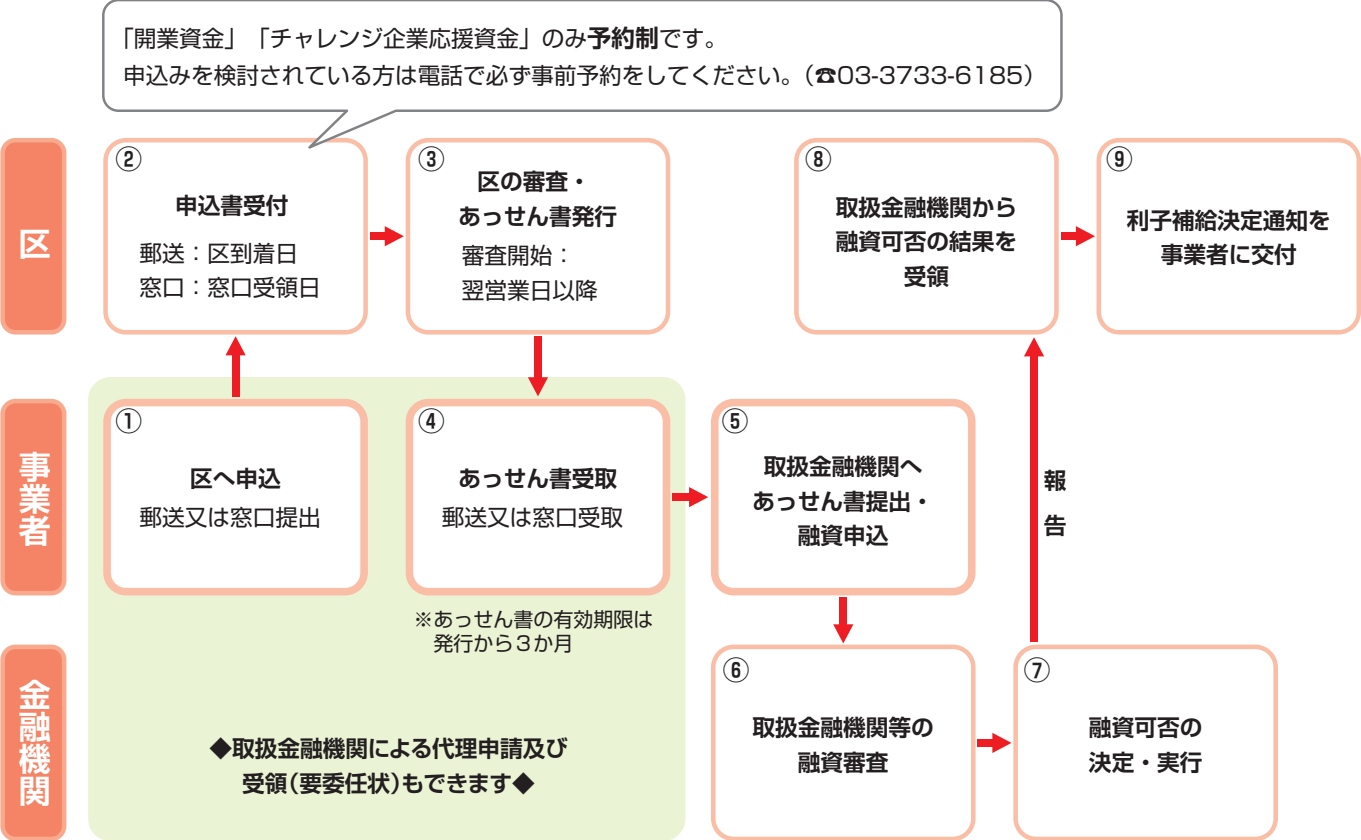
1 融資あっせん対象【基本要件】

	法人の場合	個人の場合
①	中小企業者であること（表紙参照）	
②	区内に、登記上の本店所在地 又は 主たる事業所※を1年以上有すること ※法人都民税・法人事業税の課税対象となっている事業所 ※バーチャルオフィスの場合、融資あっせん対象とはなりません。	区内に、住民登録地 又は 主たる事業所※を1年以上有すること ※特別区民税・都民税の課税対象となっている事業所 ※バーチャルオフィスの場合、融資あっせん対象とはなりません。
③	同一事業を引き続き1年以上原則として同一場所で営んでいること※ ※実際に事業活動が開始した月（売上・仕入等が生じ始めた月）から起算します。	
④	法定期限内に確定申告をしていること	
⑤	納期到来分の法人都民税・法人事業税を完納していること ・区内の登記上の本店又は事業所の住所で納税していること ・1期目の確定申告を行っていること	納期到来分の特別区民税・都民税を完納していること ・住民登録地が区外で事業所のみが区内の場合、区内の事業所課税分の特別区民税・都民税を納税していること
⑥	信用保証協会の保証対象業種であること	
⑦	許認可・届出等を要する事業を営んでいる（又は営む）場合、当該事業に係る許認可等を受けている（又は受ける）こと	
⑧	資金使途が適正な事業資金であること（生活・住宅・投資及び投機資金・債務の補填等は対象外）	

上記の要件に加えて必要とする条件や利用の制限があります。📄 P8「申込みに関する詳細事項について」参照

2 申込みから利子補給決定までの流れ

- 区にあっせんを申し込む前に、融資を申し込む予定の取扱金融機関に事前相談をしてください。
- あっせん先となる、融資を申し込む予定の取扱金融機関支店は、口座を有する勘定店でなければなりません。
- あっせん先の支店と異なる支店で融資を受けた場合、あっせん違反となり利子補給の対象外となります。
- 「小口資金」枠での申込の場合は、信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。事前に信用保証協会の利用残高をご確認ください。



※必要に応じて取扱金融機関は信用保証協会へ保証審査を依頼

<2>

3 融資限度額・金利・返済方法等

- ①本制度を利用できる融資の限度額は、1事業者あたり6,000万円（全ての資金の合計）です（団体事業資金を除く）。
- ②各資金は融資限度額の範囲内（既存の融資残高を含む）で利用することができます。なお、各資金の融資限度額は「小口資金」枠を含めたものです。📄「小口資金」枠についてはP1参照
- ③申込金額は10万円以上とし、運転資金は10万円単位、設備資金は1万円単位です。
- ④あっせん時の適用利率は、年2回（4月・10月）金利情勢等により変更となる場合があります。
- ⑤融資方法は証書貸付のみ、返済方法は元金均等払いのみ、利率は固定金利のみとなります。

4 利子補給

- ◆利子補給の支払い
- ①利子補給は年2回、区から取扱金融機関に対して支払います（**延滞分の利子は補給対象外**）。金融機関から事業者への利子補給の取扱い取扱金融機関により異なります。取扱金融機関にご確認ください。
 - ②利子補給の期間は、融資の貸付実行日から原則として当初予定の最終返済日までです。
- ◆利子補給の中止
- ①次のいずれかに該当したときは、その事実があった日をもって利子補給を中止します。
②大田区外へ移転したとき ①事業を廃止したとき ②期限の利益を喪失したとき ③資金を目的外に流用したとき ④偽りの申込、その他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき ⑤返済条件等の変更を期限内に区へ報告しなかったとき ⑥その他規則、要綱等に定める事項に違反したとき（②及び④は平成28年1月1日以降のあっせん分から適用）
 - ②過払いがある場合は返還が生じます。また、平成27年4月1日以降のあっせん分については、年10.95%の割合で計算した違約金を別途徴収します。

5 東京都信用保証料補助制度との併用

区のおっせん制度と都の融資制度の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

区制度	都制度	対象者	信用保証料補助
①一般運転資金（小口） ②一般設備資金（小口） ③経営強化資金（小口） ④経営改善一本化資金（小口） ⑤小規模企業特別事業資金（小口） ⑥SDGs・脱炭素推進企業支援資金（小口） ⑦次世代育成サポート推進企業支援資金（小口） （注1）	小規模事業融資「小口」	小規模企業者（注2）	1/2
①一般運転資金（借換） ②経営強化資金（借換） ③経営改善一本化資金	借換融資「特別借換」	小規模企業者（注2）	1/2
経営強化資金（注3）	経営安定融資「経営一般」	小規模企業者（注2）	1/2
SDGs・脱炭素推進企業支援資金（注4）	DX・イノベ・産業育成支援融資「DX」	小規模企業者（注2）	1/2
開業資金（小口含む）	創業融資「創業」	創業者	2/3
SDGs・脱炭素推進企業支援資金（注5）	社会課題解決融資「HTT・ゼロエミ」	中小企業者	2/3
チャレンジ企業応援資金	設備融資「設備投資」	中小企業者	2/3
チャレンジ企業応援資金	設備融資「企業立地促進」	中小企業者	2/3

（注1）借換資金も含みます。（注2）小規模企業者とは常時使用する従業員数が20人（卸売・小売・サービス業は5人）以下の事業者等です。
（注3）売上高比較が直近3か月間で昨年同期と比較している場合に限ります。
（注4）（公財）東京都中小企業振興公社が行う中小企業SDGs経営推進事業のハンズオン支援に係る証明を受けている場合に限ります。
（注5）エコアクション21、ISO14001のいずれかの認証、登録等をしている場合に限ります。

信用保証協会の保証について

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から融資を受けるときに、保証人となる公的機関です。信用保証協会の保証の有無は必須ではありません。金融機関と協議して決定してください。
なお、保証を受ける場合には、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。📄「5東京都信用保証料補助制度との併用」参照
小口資金を利用する場合は信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。

<3>

大田区中小企業融資あっせん制度一覧①

制度名称	融資あっせん対象	資金使途	融資限度額(万円) ※カッコ内は 小口資金の場合	融資期間 ※据置期間を含む	利率(%) ※カッコ内は小口資金の場合			連帯保証人・ 担保・その他
					名目利率	利子補給率	本人負担率	
一般運転資金 (「借換」扱いを含む) (注1)	1 2ページの融資あっせん対象であること。 2 「借換」の場合は、「一般運転資金(利子補給加算含む)(借換含む)」・「(緊急)経営強化資金(借換含む)」・「小規模企業特別事業資金(運転資金に限る)」・「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」のうち、いずれか1口以上の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。	運転 ※「借換」扱いの場合は、左記の借換対象資金の残高と新たな運転資金を、新規の「一般運転資金」でまとめる。	2,000(2,000)	84か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.2 (1.4)	0.6以下 (0.4以下)	信用保証協会の保証、連帯保証人、物的担保等があります。必要に応じて金融機関と協議してください。
一般設備資金	1 2ページの融資あっせん対象であること。 ※賃貸物件の購入・修繕費については、区内のみを対象とします。	設備	3,000(2,000)	108か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.2 (1.4)	0.6以下 (0.4以下)	
経営強化資金 (「借換」扱いを含む) (注1)	1 2ページの融資あっせん対象であること。ただし、区内に住所(法人の場合は登記上の本店所在地、個人の場合は住民登録地)又は主たる事業所を1年3か月以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年3か月以上営んでいること。 2 最近3か月間又は1年間(注2)の売上高が前年又は前々年と比較して5%以上減少し、事業経営のための運転資金を必要としていること。 3 「借換」の場合は、「一般運転資金(利子補給加算含む)(借換含む)」・「(緊急)経営強化資金(借換含む)」・「小規模企業特別事業資金(運転資金に限る)」・「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」のうち、いずれか1口以上の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。	運転 ※「借換」扱いの場合は、左記の借換対象資金の残高と新たな運転資金を、新規の「経営強化資金」でまとめる。 ※「緊急経営強化資金」(平成21年3月であっせん取扱終了)は、本資金の残高とみなします。 ※「緊急経営安定資金」(平成23年8月であっせん取扱終了)は、本資金とは別枠です。	1,000(1,000)	84か月以内 据置12か月以内を含む	1.5以下	1.3 (全額)	0.2以下 (なし)	
経営改善 一本化資金	1 2ページの融資あっせん対象であること。 2 「一般運転資金(利子補給加算含む)(借換含む)」・「一般設備資金」・「(緊急)経営強化資金(借換含む)」・「開業資金(商店街空き店舗活用・ものづくり事業含む)」・「小規模企業特別事業資金(運転・設備いずれも可)」・「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」のうち、異なる2口以上の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。 ※「一般運転資金(利子補給加算)」は「一般運転資金」に含まれるため、「一般運転資金(利子補給加算)」と「一般運転資金」のみで本資金の申込はできません。	運転 ※左記2の一本化対象資金の残高と新たな運転資金を、「経営改善一本化資金」でまとめる。	2,500(2,000)	84か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.2 (1.4)	0.6以下 (0.4以下)	
開業資金 ※事前予約制	事業を営んでいない個人のうち、次の1及び2のいずれかに該当すること。 1 個人での開業の場合、区内に実質的な事業所を有して開業すること(開業した日から1年未満の者を含む)。 2 法人での開業の場合、区内に法人を設立(本店登記)して開業すること(法人を設立した日から1年未満の者を含む)。 ※開業した日とは、開業届出書の開業日を指します。 ※相談・申込は本人が来所する必要があります。	運転・設備	2,000(2,000) ※「開業資金」・「商店街空き店舗活用開業資金」・「ものづくり事業開業資金」の合計で2,000万円が融資限度額です。	84か月以内 据置12か月以内を含む	1.8以下	1.4	0.4以下	※小口資金は、信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。
商店街 空き店舗活用 開業資金	次の1及び2の要件を備えていること。 1 「開業資金」に規定する融資あっせん対象の要件を備えている者。 2 区内の商店街空き店舗において、商業活動を目的とした開業を予定している者又は開業した者。 ※区内商店街空き店舗とは、商店街の区域(区長が別に定める商業関係団体の届出の制度に基づき当該届出をした団体の商店街の区域を指す)内にあり、連続して3か月以上事業の用に供されていない大型商業施設内のテナントでない店舗等を指します。					全額	なし	
ものづくり事業 開業資金	次の1及び2の要件を備えていること。 1 「開業資金」に規定する融資あっせん対象者の要件を備えている者。 2 ものづくり基盤技術振興基本法(平成11年法律第2号)第2条第2項に規定するものづくり基盤産業又は統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eー製造業を営む者として開業を予定している者又は開業した者。							
小規模企業 特別事業資金	1 2ページの融資あっせん対象であること。ただし、区内に主たる事業所を1年以上有すること。 ※登記上の本店所在地又は住民登録地のみを有する場合は対象外 2 常時使用する従業員数が20人(卸売・小売・サービス業にあっては5人)以下であること。 3 前決算期の事業主の総所得(法人にあっては代表者が当該法人から受ける役員報酬)が800万円以下であること。 4 前決算期の年間売上高が2億円以下であること。 ※一部本資金を取り扱っていない金融機関があります。P12参照。	運転・設備	300(300)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.5以下	1.3 (全額)	0.2以下 (なし)	

（注1）区あっせん融資以外の資金を借換することはできません。また、事前に取扱金融機関に必ずご相談ください。 ※制度名称の下に「（借換）扱いを含む」と表記のない資金は、借換での申込はできません。 ※「融資あっせん対象」に記載のある要件の他に、追加が必要となる要件、あるいは利用不可となる要件があります。 P3～9参照

（注2）最近3か月間（又は1年間）とは、申込月（受付月）の前月までの3か月間（又は1年間）です。前月分の算出が困難な場合は、前々月までの3か月間（又は1年間）で算出してください。

大田区中小企業融資あっせん制度一覧②

制度名称	融資あっせん対象	資金使途	融資限度額(万円) ※カッコ内は 小口資金の場合	融資期間 ※据置期間を含む	利率(%) ※カッコ内は小口資金の場合			連帯保証人・ 担保・その他
					名目利率	利子補給率	本人負担率	
SDGs・脱炭素 推進企業支援資金	1 2ページの融資あっせん対象であること。 2 次のいずれかに該当すること。 ア エコアクション21、ISO14001、エコステージのいずれかの認定、登録等を受けている者。 イ (公財)東京都中小企業振興公社が行う中小企業SDGs経営推進事業のハンズオン支援に係る証明を受けている者。 ウ 上記ア・イの認定等の有無にかかわらず、特定低公害・低燃費車(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する特定低公害・低燃費車を指す)の購入に要する設備資金を資金使途とする場合。 ※1 ウの要件であっせんを受け、融資実行したにもかかわらず、特定低公害・低燃費車の納車が確認できない場合、3年間、大田区中小企業融資あっせん制度をご利用いただくことができません。 ※2 ウの要件によるあっせん申込受付は、令和8年3月31日までを予定しています。	運転・設備	1,000(1,000)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.7 (全額)	0.1以下 (なし)	信用保証協会の保証、連帯保証人、物的担保等があります。必要に応じて金融機関と協議してください。 ※小口資金は、信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。
SDGs・脱炭素推進 企業支援資金 (区認定拡充枠)	1 上記のSDGs・脱炭素推進企業支援資金のあっせん対象であること。 2 SDGsおおたゴールドスカイパートナー認定事業者であり、認定期間内である者。		2,000(2,000) ※「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」・「SDGs・脱炭素推進企業支援資金(区認定拡充枠)」の合計で2,000万円が融資限度額です。					
次世代育成サポート 推進企業支援資金	1 2ページの融資あっせん対象であること。 2 次のいずれかに該当すること。 ア 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・厚生労働省へ届出し、計画を実践又は実施の準備をしている者。 イ 事業所内保育施設を整備している者。	運転・設備	500(500)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.7 (全額)	0.1以下 (なし)	
環境対策資金	1 2ページの融資あっせん対象であること。 2 区内で同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること。 3 次のいずれかに該当する資金であること。 ア 公害防止に要する設備資金又は移転資金(※1) イ 石綿対策に要する設備資金(※2) ウ 耐震改修工事に要する設備資金(※3) (※1) 原則として環境政策課の事前計画確認調査と事後完了確認調査があります。 (※2) 石綿除去・飛散防止工事のために工場等の改修に必要な資金です。申込にはアスベスト含有の証明書等が必要となります。工場等事業場の場合は、工場認可にかかる環境政策課の事前計画確認調査があります。 (※3) 区の耐震診断助成を受けて行った耐震診断の結果報告書に基づき、耐震改修工事の必要があると区長が認めたものに限りです。ただし、当該耐震改修工事について他の公的助成制度による助成を受けて行う工事は除きます。	設備・移転 ※移転資金は公害防止のために工場を移転する資金のみに限ります。	1,500(1,500)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	全額又は1.3 ※公害防止に要する資金の利子補給率は1.3%となります。	なし又は0.5以下	
団体事業資金 ①共同事業運転資金 ②共同事業設備資金 ③転貸資金 ※取扱金融機関は、 商工組合中央金庫 大森支店のみ	次の各号に掲げる要件を備えている組合であること。 ①共同事業運転資金 ②共同事業設備資金 ア 中小企業者(㊦表紙参照)を主たる構成員とすること。 イ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営むものを構成員とすること。 ウ 商工組合中央金庫の所属団体となりうること。 (中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、酒類業組合等及びその連合会) エ 法定期限内に確定申告をし、納期到来分の住民税・事業税を完納していること。 オ 区内に主たる事業所を有し、組合員の2分の1以上が区内に住所又は主たる事業所を有すること。	③転貸資金 カ 左記ア～エの条件を備えていること。ただし、企業組合並びに協業組合を除く。 キ 転貸を受けようとする組合員が、(ア)区内に住所又は主たる事業所を有し、(イ)納期到来分の税金を完納し、(ウ)中小企業者であること。㊦表紙参照	共同事業 運転資金		24か月以内 据置3か月以内を含む	1.5以下	1.3 (全額)	0.2以下 (なし)
			共同事業 設備資金	①1組合5,000 ②1組合1億円 ③1組合5,000 ※③は1組合員あたり500を限度 (①～③:2,000)	120か月以内 据置12か月以内を含む	1.5以下 ※返済期間48か月以内	1.3(全額)	0.2以下 (なし)
			転貸資金		12か月以内 据置3か月以内を含む	1.8以下 ※返済期間48か月超	1.2(1.4)	0.6以下 (0.4以下)
チャレンジ企業 応援資金 ※事前予約制	1 2ページの融資あっせん対象であること。ただし、区内に主たる事業所を1年以上有すること。 ※登記上の本店所在地又は住民登録地のみを有する場合は対象外 2 前期決算において営業利益が出ていること、又は前期決算の営業損失が前々期決算と比較して縮小していること。 3 次の①～④のいずれかに該当する経営革新を資金使途とした設備・運転資金であること。 ①近代化又は省エネ化を目的とした機械設備、情報システム等の導入資金 ②区内店舗の新設・改装・バリアフリー化に要する資金 ③(公財)大田区産業振興協会の支援を受け、新製品又は新技術の開発を行なった者が市場開拓又は参入に要する資金 ④事業多角化に要する資金 ※1 申込み受付後、中小企業診断士を派遣して経営診断を行い、区の審査を経てあっせんの可否を決定します。区の審査で認められたものについて、あっせん書を発行しますので、申込みからあっせんまで1か月程度時間を要します。 ※2 融資実行から概ね6か月経過後、中小企業診断士が再訪問し、状況確認等を行います。 ※3 大田区「優工場」に認定され、認定期間5年以内にある場合には、※1および※2の中小企業診断士による経営診断及び状況確認等を免除します。	運転・設備	5,000	108か月以内 据置6か月以内を含む	1.5以下	全額	なし	

申込みに関する詳細事項について

1 利用の制限について

- ①以前のあっせん結果が不明の場合、取扱金融機関から「大田区中小企業融資回答書」が提出されるまで新たな資金の申込みができない場合があります。
- ②以前ご利用の資金を完済していても、取扱金融機関から「大田区中小企業融資償還終了報告書」が未提出の場合、新たな資金の申込みができない場合があります。
- ③区が損失補償し、取扱金融機関から譲渡を受けた債権の当事者（相続人、借受人を代表とする法人、連帯保証人及び当該連帯保証人を代表とする法人を含む。）である場合には、その資金を完済するまでは融資あっせん制度を利用できません。また、債権の当事者で償還未済額の額の減免の決定を受けている場合や債権放棄の決定を受けている場合には、当該決定日から10年以上経過するまで融資あっせん制度を利用できません。
- ④現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないことが条件です。
- ⑤その他、融資あっせんの利用ができないもの
 - 資金使途が設備の場合、支払済みのもの（あっせん書発行後、融資実行前に支払われた費用も同様）
 - 建物の修繕等のうち自用部分、及び区外の不動産賃貸物件の購入・修繕等
 - 土地のみの購入

2 基本要件に加えて必要となる条件 P 2 参照

- ①給与所得者で不動産賃貸業を営んでいる場合
全収入（年金収入を除く）の50%を超える収入を不動産賃貸業から得ていることが確定申告書で確認できることが要件となります。
- ②共有名義の不動産賃貸物件の修繕等の場合
連帯債務による申込みのみあっせん可能です。その際は、連名での申込みが必要となり、連帯債務者全員があっせん要件を満たすことが条件となります。要件を満たさない方がいる場合は、あっせん制度を利用できません。なお、自用部分はあっせん対象外となります。

3 「借換」「経営改善一本化資金」を申込み場合

- ①「借換」扱いや「経営改善一本化資金」を利用して既存の区あっせん制度の資金を繰上完済するには、当該資金を貸付けた取扱金融機関の承諾が必要です。必ず事前に取扱金融機関にご相談の上でお申込みください。
なお、回収条件とした資金を融資実行した取扱金融機関と申込書の借入希望先の金融機関が異なる場合は、別途借換同意書が必要です。
- ②ご利用中の保証制度の内容により「借換」扱いや「経営改善一本化資金」を利用できない場合があります。
- ③「借換」扱いや「経営改善一本化資金」でまとめる融資の残高と同額又は下回る金額での申込みはできません。また、区以外の制度融資（都制度融資等）を回収条件とすることはできません。
- ④「経営改善一本化資金」を区あっせん融資で借換、一本化することはできません。

4 車両購入に関する注意点

- ①事業用の車両に限ります。車両本体価格250万円（税別）を限度とし、付属品を含む場合は、車両本体価格250万円（税別）かつ見積価格300万円（税込）以内が対象です（車両本体価格とは、値引きや下取り価格反映前の金額を指します）。
- ②「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」で特定低公害・低燃費車を購入する場合は、車両本体価格500万円（税別）を限度とし、付属品を含む場合は、車両本体価格500万円（税別）かつ見積価格600万円（税込）以内が対象です。
- ③タクシー、トラック、建設機械、福祉車両等の事業上必要不可欠と認められるものの場合、上記①②の価格上限は適用ありません。
- ④融資あっせんの可否にあたっては、**車種・大きさ・業種での必要性・従業員数・見積金額・自家使用可能性等を総合的に勘案して決定します**（上記③のタクシー等についても同様です。）。
- ⑤車両購入の場合、当該車両の自動車検査証の交付後1か月以内に「大田区中小企業融資車両購入完了届」（所定様式）の提出が必要です。
なお、「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」で特定低公害・低燃費車を購入した場合で当該車両の納車が確認できない場合、当該融資あっせん日から3年間、制度の利用ができません。

5 法人成り（個人成り）した場合の申込みについて

- ①個人事業主から法人成りして1年未満の場合、個人事業主の頃から通算して1年以上の業歴・区内所在要件を確認できれば、あっせん制度の利用ができる可能性があります。逆に法人から個人成りして1年未満の場合も、法人から通算1年以上の業歴・区内所在要件を確認できれば同様です。
- ②その場合、P.10・11の必要書類のうち、直近の確定申告書及び納税証明書については、法人成りする前の個人事業主のもの（個人成りの場合は法人のもの）が必要です（法人・個人成りしてから決算期を迎えている場合には、その分も必要となる場合があります。）。
- ③個人から法人成り（又は法人から個人成り）のつながりを確認するため、P.10・11の必要書類に加え、個人事業の廃業届や法人の閉鎖事項証明書等が必要になります。
- ④そのほかにも、内容によって追加書類が必要となる場合があります。

6 登録事項の変更等に関して

- ①住所、社名、代表者もしくは返済条件等を変更している場合、取扱金融機関を通じて「利用者条件変更報告書」もしくは「融資条件変更報告書」の提出が必要です。
- ②利子補給の中止事由に該当する場合があります。  P3参照

経営サポートのご案内

- ①セーフティネット保証の認定・・・東京信用保証協会大田支店（電話：03-5710-3610）
- ②事業承継資金利子補給制度・・・融資の詳細：日本政策金融公庫大森支店（電話：0570-026894）
- ③小規模事業者経営改善資金・・・融資の詳細：東京商工会議所大田支部（電話：03-3734-1621）
（マル経融資）利子補給制度

申込みに必要な書類

全資金共通の書類

※区の様式は、区ホームページからダウンロードできます。

必 要 書 類		法人	個人	注 意 事 項											
①	提出チェック表 ※区の様式	○	○	●申込希望の資金に必要な各書類が揃っているかを確認の上、チェック欄にチェックを記入											
②	大田区中小企業融資あっせん申込書 ※区の様式	○	○	●複写式(3枚)の様式、又は区ホームページからダウンロードできる様式を使用 ●複写式の様式の場合、3枚とも申込者の実印(法人の場合は法人の実印)を押印。3枚とも提出(本人控え含む) ●区ホームページからダウンロードできる様式の場合、1枚のみ用意したものに、申込者の実印(法人の場合は法人の実印)を押印。提出は1枚のみ ●訂正箇所には訂正印(実印を押印)が必要 ●ボールペンで記入。消せるボールペン、鉛筆での記入は不可											
③	大田区中小企業融資あっせん制度 個人情報の取扱いに関する同意書 ※区の様式	○	○	●「申込者」欄と「代表者」欄があります。 ●「代表者」欄には、申込者が 法人の場合のみ ②の申込書と同一の代表者本人が署名(自署)、捺印(個人実印)してください。											
④	直近の確定申告書(決算書を含む)の 控えのコピー	○	○	●税務署へ提出済みであることを確認するため、電子申告の場合は受信通知(メール詳細)、書面申告の場合は税務署で取得できる納税証明書(その2)が必要(※税務署収受印が押印されているのであればそれでも可) ●決算期到来後であっても、申告期限前の場合は前々期のもので可 ●法人事業概況説明書(1～19まで記載あるもの)も必須 ●本店登記地が区外の場合、確定申告書に添付の「均等割額の計算に関する明細書」に大田区内の事業所が記載されていること											
⑤	納税証明書のコピー			●発行日から3か月以内のもの ●納期到来分が「未納」ではないことが確認できる「納税証明書」が必要 ●納付後すぐには「納税証明書」に反映されていない場合があります。 ●課税証明書や領収書では代用不可											
	法人都民税及び法人事業税の 納税証明書 発行:東京都税務所	○		●④の申告書と同一期のもの(税額が0円でも証明書は必要) ●法人都民税・法人事業税の納税証明書(都税事務所発行)上の住所が大田区であること											
	特別区民税・都民税の納税 証明書(又は 非課税証明書) 発行:大田区役所納税課、各特別出張所		○	●自宅が区外で事業所のみが区内にある場合、大田区発行の特別区民税・都民税(区内事業所課税分:均等割)の納税証明書が必要 <table border="1"><thead><tr><th>あっせん申込月</th><th>必要な証明書の対象年度(納期到来期間)</th></tr></thead><tbody><tr><td>4～6月</td><td>前年度(第1期～第4期分)</td></tr><tr><td>7・8月</td><td>当年度(第1期分)</td></tr><tr><td>9・10月</td><td>当年度(第1期・第2期分)</td></tr><tr><td>11～1月</td><td>当年度(第1期～第3期分)</td></tr><tr><td>2・3月</td><td>当年度(第1期～第4期分)</td></tr></tbody></table>	あっせん申込月	必要な証明書の対象年度(納期到来期間)	4～6月	前年度(第1期～第4期分)	7・8月	当年度(第1期分)	9・10月	当年度(第1期・第2期分)	11～1月	当年度(第1期～第3期分)	2・3月
あっせん申込月	必要な証明書の対象年度(納期到来期間)														
4～6月	前年度(第1期～第4期分)														
7・8月	当年度(第1期分)														
9・10月	当年度(第1期・第2期分)														
11～1月	当年度(第1期～第3期分)														
2・3月	当年度(第1期～第4期分)														
⑥	履歴事項全部証明書のコピー 発行:法務局	○		●発行日から3か月以内のもの ●「現在事項全部証明書」は不可											
⑦	その他	○	○	●必要に応じて、上記①から⑥以外で提出を求める場合があります。											

該当する場合に必要な書類(法人・個人共通)

	必 要 書 類	注 意 事 項
借換の場合	借換予定の 融資あっせん書のコピー	●借換予定の融資のあっせん書のコピーの右上に「借換希望」と朱書きで記入 ●「借換」扱いや「経営改善一本化資金」でまとめる融資が他の金融機関扱いの場合、「借換同意書」が必要
金融機関等の 代理の方が申込む場合	委任状	●金融機関が代理で申込む場合、委任状には金融機関名・支店名・担当者名の記入が必要
郵送受取の場合	返信用レターバック	●返送先を明記すること。(融資あっせん書類等の返送の際に使用)

資金ごとに別途必要となる書類(法人・個人共通)

【一般設備資金】

必 要 書 類		注 意 事 項
⑧	見積書のコピー	●見積書は申込者名と見積書の宛名が同一かつ有効期限内(記載がないものは発行日から3か月以内)のものが必要 ●申込金額は、見積書記載の金額の範囲内(アパート等修繕の場合、自宅部分は対象外)であること ●支払済のものは対象外(あっせん申込前から融資実行までの期間に支払われた費用も同様)
⑨	建物の登記事項証明書のコピー 又は 登記情報提供サービスで取得した不動産 登記情報(建物)	●店舗や工場、賃貸物件や従業員住宅等の建築物の改修・修繕のための資金の申込みについては、当該建築物が自己所有のもののみ対象 ●発行日(登記情報は取得日)から3か月以内のもの ●不動産登記情報は「全部事項」のもの ●登記事項証明書(又は登記情報)は地番表示であり、地番表示と住居表示を照合し、建物所在地を確認するため、「 建物の住居表示と地番表示がわかる地図(ブルーマップ等) 」も併せて提出が必要

【経営強化資金】

必 要 書 類		注 意 事 項
⑧	売上高比較表(「経営強化資金」用) ※区の様式	●最近3か月間(又は1年間)とは、原則として申込月(受付月)の前月までの3か月間(又は1年間) ●前月分の算出が困難な場合は、前々月までの3か月間(又は1年間)で算出 ※前年と前々年との比較は不可
⑨	⑧「売上高比較表」の根拠が確認できる 月次試算表、売上帳簿、法人事業概 況説明書等のコピー	●⑧の「売上高比較表」に顧問税理士の署名・捺印がない場合に必要(返却はできません) ●客観性のある資料(売上帳簿であれば取引先ごとの内訳や日計表形式で記載されているものなど)が必要 ※メモ類や月別数値のみ記載のもの、申込者名称の記載がないもの等では根拠資料として不可

【SDGs・脱炭素推進企業支援資金・次世代育成サポート推進企業支援資金】

必 要 書 類		注 意 事 項
⑧	見積書のコピー ※資金使途に設備資金が含まれる場合	●「一般設備資金」に同じ ●特定低公害・低燃費車の購入を資金使途とする場合は車両本体価格500万円まで対象
⑨	各認証・登録を証明するもののコピー ※更新期限内のもの	●「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」の場合 ①「エコアクション21」認証・登録証、②「ISO14001」第三者機関の審査登録を証明するもの、 ③「エコステージ」認証書(付属書を含む)、④(公財)東京都中小企業振興公社が行う中小企業SDGs 経営推進事業のハンスオン支援に係る証明のいずれかが必要 ●「SDGs・脱炭素推進企業支援資金(区認定拡充枠)」の場合 上記に加えて、SDGsおおたゴールドスカイパートナーの認定を受けていることが確認できる書類 ●「次世代育成サポート推進企業支援資金」の場合 ①一般事業主行動計画策定届を届出たことが分かるもの(厚生労働省の各都道府県の労働局雇用 環境均等室発行の認定通知等)、又は②「認可外保育施設設置届」「施設調書」が必要
⑩	特定低公害・低燃費車申出書 ※区の様式	●特定低公害・低燃費車の購入を資金使途とする場合に必要 ●東京都環境局のホームページ(最新のもの)を確認し、該当の有無を確認のうえ記入

※2口以上の資金を同時に申し込む場合(例:「一般運転資金」と「一般設備資金」)は、各々に「提出チェック表」、「大田区中小企業融資
あっせん申込書」、「大田区中小企業融資あっせん制度個人情報の取扱いに関する同意書」が必要(納税証明書等は1口分で可)
※区に提出された書類は原本であっても返却不可のため、確定申告書や納税証明書等の提出にはコピーを用いること。

関係機関一覧

関係機関	電 話	住 所
大田都税事務所	03-3733-2411	大田区新蒲田1-18-22
法務局城南出張所	03-3750-6651	大田区鵜の木2-9-15
大田区役所課税課	03-5744-1192	大田区蒲田5-13-14 大田区役所4階
東京信用保証協会大田支店	03-5710-3610	大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ3階